袖ケ浦市工場立地法に基づき準則を定める条例 (平成26年9月30日条例第18号)

最終改正:平成30年3月12日条例第19号

改正内容:平成30年3月12日条例第19号[平成30年3月12日]

○袖ケ浦市工場立地法に基づき準則を定める条例 平成26年9月30日条例第18号

改正

平成29年3月28日条例第5号 平成30年3月12日条例第19号

袖ケ浦市工場立地法に基づき準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、法 第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則(以下「市準則」とい う。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域の種類、区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 市準則を適用する区域の種類、区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面 積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の種類	区域の範囲	緑地の面積の敷地面 積に対する割合	環境施設の面積の 敷地面積に対する 割合
甲区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第 8条第1項第1号に規定する準工業地域及 び工業地域	100分の15以上	100分の20以上
乙区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する 工業専用地域のうち大字椎の森の区域	100分の10以上	100分の15以上
丙区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する 工業専用地域のうち大字椎の森の区域を除 いた区域	100分の5以上	100分の10以上

2 前項の表に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下この項において「緑地面積率」という。)を算定する場合において、緑地と工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設とが重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に同表に規定する甲区域(以下「甲区域」という。)及び乙区域(以下「乙区域」という。)内にあっては敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合を超えて、同表に規定する丙区域(以下「丙区域」という。)内にあっては敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が甲区域、乙区域、丙区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域内にある部分の面積の敷地面積に対する割合(以下この条において「敷地割合」という。)につき、甲区域、乙区域又は丙区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る前条第1項の表の規定を当該敷地の全部について適用し、これらの区域以外の区域の敷地割合が最も高いときは同表の規定を当該敷地の全部について適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場で、市準則を適用する 区域に存するもの(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。 以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する式に より行うものとする。
- 3 既存工場等についての第4条の規定の適用については、同条中「前条第1項の表の規定」とあるのは「附則別表の規定」と読み替えるものとする。

附則別表

1 既存工場等が、法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

既存工場	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する	当該生産施設の面積の変更に伴い設置す
等が存す	緑地の面積	る環境施設の面積
る区域		

甲区域	G≧ (P/ γ) (0.15- (G $_0$ /S)) ただし、(P/ γ) (0.15- (G $_0$ /S))>0.15S-G $_1$ >0のときはG≥0.15S-G $_1$ とし、0.15S-G $_1$ ≦0のときはG≥0とする。	$E \ge (P/\gamma) (0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \ge 0.2$ $S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \le 0$ のときは $E \ge 0$ とする。
乙区域	G≧ (P/ γ) (0.1- (G $_0$ /S)) ただし、(P/ γ) (0.1- (G $_0$ /S)) >0.1S-G $_1$ >0のときはG≧0.1 S-G $_1$ とし、0.1S-G $_1$ ≦0のときは G≧0とする。	$E \ge (P/\gamma) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \ge 0.15S - E_1 \ge 0$ ときは $E \ge 0$ とする。
丙区域	G≧ (P/ γ) (0.05- (G $_0$ /S)) ただし、(P/ γ) (0.05- (G $_0$ /S))>0.05S-G $_1$ >0のときはG≥0.05S-G $_1$ とし、0.05S-G $_1$ ≦0のときはG≥0とする。	$E \ge (P/\gamma) (0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \ge 0$ とする。

2 既存工場等が、法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合		
既存工	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する	当該生産施設の面積の変更に伴い設置す
場等が	緑地の面積	る環境施設の面積
存する		
区域		
甲区域	n	n
	> .	> .
	- 	(1-1)
		$E \ge (j=1) (P_j / \gamma_j)) (0.2 - (E_0)$
		/S))
	<u></u>	~
	2.	2
	ただし、($\overline{j=1}$ (P_j/γ_j))(0.15	+#! (j=1 (p. /y.)) (0.2
		ただし、($j=1$ (P_j/γ_j)) (0.2
	$-(G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0.06$	$-(E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0.08$
	きは $G \ge 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1$ ≤ 0 のときは $G \ge 0$ とする。	きはE≥0.2S - E ₁ とし、0.2S - E ₁ ≦ 0のときはE≥0とする。
乙区域	n	n
الديمات	∇	∇
	<u> </u>	<u> </u>
	$G \ge (j=1) (P_j/\gamma_j)) (0.1-(G_0)$	$E \ge (j=1) (P_j / \gamma_j)) (0.15 - (E)$
	/S))	
	n	" <u>n</u>
	>,	>'
	4	- 1
	ただし、($j=1$ (P_j/γ_j))(0.1	ただし、($j=1$ (P_j/γ_j))(0.15
	- (G ₀ /S))>0.1S-G ₁ >0のと	- (E ₀ /S))>0.15S-E ₁ >0のと
	きはG≥0.1S-G ₁ とし、0.1S-G ₁ ≤	きはE≥0.15S-E ₁ とし、0.15S-E ₁
	0のときはG≥0とする。	≦0のときはE≧0とする。
丙区域	<u>"</u>	<u></u>
	2	2
	$G \ge (\overline{j-1} (P_i / \gamma_i)) (0.05 - (G$	$E \ge (\overline{j-1} (P_j/\gamma_j)) (0.1-(E_0)$
		(F_j, γ_j) (0.1- (E_0)
	n/S))	/ 3)) n
	~	∇
	<u> </u>	<u> </u>
	ただし、($j=1$ (P_j/γ_j))(0.05	ただし、(j = 1 (${\sf P}_{j}$ $/{\sf Y}_{j}$))(0.1
	$-(G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0 \%$	$-(E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0 \sigma \ge$
	きはG≥0.05S-G ₁ とし、0.05S-G ₁	きはE≥0.1S - E ₁ とし、0.1S - E ₁ ≤
	≦0のときはG≥0とする。	0のときはE≥0とする。
備考附	L 則別表の式における記号は、次の数値を表す [。]	

- 備考 附則別表の式における記号は、次の数値を表すものとする。
 - G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
 - P 当該変更に係る生産施設の面積
 - γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

- G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- G ₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- E 0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- E 1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- P_i 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積
- $\gamma_{j...}$ j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合
 - **附則**(平成29年条例第5号)
- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成30年3月12日条例第19号)
- この条例は、公布の日から施行する。